

公益財団法人鳥取県スポーツ協会積立金の管理等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「本会」という。）に設置する積立金に関して、必要な事項を定めるものとする。

(積立金の設置目的)

第2条 鳥取県のスポーツ振興を図るための積立金として、別表の第2欄に掲げる目的に資するため、それぞれ同表の第1欄に掲げる積立金を設置する。

(積立金の事業)

第3条 積立金から生じる運用益金等は、別表第3欄に掲げる事業に充てるものとする。

(積立て等)

第4条 別表に掲げる積立金において、積立金として積み立てる額及びそれに関し必要な事項は、別表第4欄に掲げるところによる。

- 2 別表に掲げる積立金は、必要に応じ、予算の定めるところにより積立金の額を増額することができる。
- 3 前項の規定により増額が行われたときは、積立金の額は、増加額相当額増加するものとする。

(積立金の管理)

第5条 積立金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

- 2 積立金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理等)

第6条 積立金の運用から生ずる収益の整理又は処理は、別表の第5欄に掲げるところによる。

(事業計画及び予算)

第7条 積立金事業は、事業開始前に積立金事業計画及び収支計算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 積立金事業は、毎事業年度終了後、事業報告書及び決算書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(処分)

第9条 積立金は、別表の第6欄に掲げる事由に該当する場合に、鳥取県の承認を得たうえで理事会の議決によりこれを処分することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、積立金の管理等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

| 名 称 | 設置目的 | 充当事業 | 積立て | 運用益金の整理又は処理 | 処分事由 |
|-----------|---|--------------|-----------------|----------------------------|--|
| 運営基盤強化積立金 | 積立金から生ずる運用益金等を活用し、本県のスポーツの振興及び本会の継続的な健全運営を図る。 | 法人会計及び公益目的事業 | 一般会計歳入に定める歳出予算額 | 一般会計歳入歳出予算に計上して事業費として執行する。 | (1) 当該積立金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。 (2) 財政運営上特に必要があると認めるとき。 |